

答 申 第 47 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 2 年 8 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 4 月 30 日付けで三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「特定の個人に関する事故調査委員会の議事録」についての保有個人情報開示請求に対し、三重県病院事業庁長（以下「実施機関」という。）が令和元年 5 月 27 日付けで行った保有個人情報不存決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

実施機関は不存の理由を「作成していないため、不存」とするが、この院内医療事故調査委員会（以下「委員会」という。）は、医療法に基づく事故調査制度における重要な会議であり、調査結果の内容は医療事故調査センターへの報告とともに遺族への説明が義務付けられている。

また、厚生労働省の医療事故調査の専門所管部門に問い合わせたところ、「委員会の議事録は必ず必要であり、当然作成すべきものである」と示された。

なお、死亡事故調査に係る委員会のあり方について厚生労働省の検討部会等で示されている指針等では、事故被害死亡者の遺族に対して委員会の傍聴を許可することが望ましいとされている。傍聴させない場合は経過や内容の説明をするか議事録を交付すべきであるとされており、議事録の作成は当然の前提とされている。

今回、実施機関は「第 1 回の委員会において議事録を作成しないことが合意、決定されている」として、実施機関の権限による判断と責任による決定ではないことを主張するが、事務局に議事録の取扱い判断の責任があることは公文書管理の重要原則である。

このような重要会議と位置付けた会議について議事録を作成しない場合、その具体的根拠が説明責任として求められ、公文書管理業務の妥当性を著しく欠く。県行政の説明責任として、作成しないことの合理的かつ正当な理由を明らかにされたい。

また、事故調査に係る議事録を作成しなければ適正な調査の担保や事後の検証もできず、調査過程の問題等が不透明で曖昧になる。議事録を非開示とするなら少なくとも議事概要を開示することを求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

平成 30 年 12 月 4 日に開催された第 1 回委員会において、議事録は作成しないことが合意、決定されているため、不存である。この委員会については、臨床経過の把握、原因の究明、再発防止策の提言を行うことを目的としており、委員会は調査結果をとりまとめて医療事故調査報告書（以下「報告書」という。）を作成することにより、この

目的を達成することができることから、経緯の共有を目的とする議事録については、作成不要であると判断されたのではないかと思われる。

なお、今回委員会が作成した報告書については、医療事故調査制度に基づき、患者の遺族である審査請求人に交付して説明を行っている。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討し、条例を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 本決定の妥当性について

審査請求人は、委員会は医療法に基づく事故調査制度における重要な会議であるため議事録の作成は当然なされるべきであり、患者の遺族である審査請求人に対し議事録の交付をするか、少なくとも議事概要を提供すべきと主張している。

たしかに、委員会の性格に鑑みると、経緯も含めた意思決定に係る過程や当該事務の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう、本来議事録が作成されるべきであったとも考えられる。

また、委員会が作成した報告書には、どのようなプロセスを経て最終的な報告書の作成に至ったのかという委員会の処理経過についての記載が無いことから、実施機関が委員会の議事録及び議事概要を作成、保管していないことについては、その是非がやや問われるところである。

しかしながら審査会において実施機関に聴取したところ、第1回の委員会における議事録を作成しないことの合意、決定を受け、現に実施機関では作成、保管されていないという実施機関の説明に、特段不自然な点は見受けられず、合理的な疑いを差し挟む余地もないため、実施機関の行った不存在決定は妥当であると認められる。

(2) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会からの意見

当審査会の結論は以上のとおりであるが、審査会として次のとおり意見を申し述べる。

委員会による最終的な医療事故調査結果については報告書として取りまとめ、実施機関から審査請求人に対し説明を行っているとのことである。しかし委員会の処理経過については報告書に記載がないため、審査請求人は議事録又は議事概要を求めていると考えられる。実施機関は議事録及び議事概要は作成していないが、医療事故調査における説明責任の観点からも、実施機関が保有している処理経過の一部が分かる情報について、任意に情報提供を行うことが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 1 0 . 1 6	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 1 . 1 1 . 6	・ 実施機関を經由して反論書の受理
R 2 . 3 . 2 6	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 2 . 7 . 1 0	・ 審査請求人より意見書の提出
R 2 . 7 . 2 2	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 2 年度第 3 回第 2 部会)
R 2 . 8 . 2 6	・ 審議 ・ 答申 (令和 2 年度第 4 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。